

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
集計表 検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員															既 済 人 員															未 済 人 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	旧 受	新 受														総 起 不 起 訴 相 当	起 訴 予 分	起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		申 立 て					職 権				移 送 計	合 計	小 計	小 計	小 計				小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計		小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計		小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に 0 を付し、内数として計上する。

(最刑一)



大阪第一検総第 3 号

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
大阪第一 検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格

告
人

告
人

請
求
人

被
害
者

遺
族

申
立
権
な
き
者

小
計

職
権

端
緒

マ
ス
コ
ミ
の
報
道

投
書

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

そ
の
他

審
査
申
立
後
に
事
件
が
再
起
し
た

審
査
申
立
前
に
事
件
が
再
起
し
た

小
計

移
送
計

合
計

総
計

既
済
人
員

不
起
訴
相
当

起
訴

嫌
疑

嫌
疑

罪
と
な
ら
ず

そ
の
他

小
計

審
査
打
切
り

申
立
て
の
取
下
げ

そ
の
他

小
計

申
立
却
下

不
起
訴
処
分
の
不
存
在

申
立
権
な
し

再
度
の
申
立
て

そ
の
他

小
計

移
送
計

合
計

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

一
月
以
内

三
月
以
内

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

計

5	7	11	0	6	0	0	24	0	0	0	0	1	0	1	0	25	30	0	0	7	14	3	0	0	24	0	0	0	3	0	0	0	3	0	27	2	14	11	0	0	3	0	0	3	0
																	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
大阪第二 検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員															既 済 人 員															未 済 人 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	新 受															起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	移 合													合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	申 立 て					職 権					小	移	合	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	資 格					端 緒								起 嫌 嫌 罪 そ 小					申 所 小			不起訴処分 の 不 存 在					申 立 再 度 の 申 立 て			一 三 六 一 一 六 一 一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	告	告	請	被	遺	マ	投	申	そ	他				計	送			計	起	嫌	嫌	罪	そ	小	申	所	小	不	申	再	そ	小	一	三	六	一	一	六	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	人	人	人	者	族	者	計	ス	コ	ミ				の	報			道	害	申	立	権	な	き	者	の	申	立	て	れ	再	度	の	不	起	訴	処	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴	分	が	再	起	訴

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
大阪第三 検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受 理 人 員																	既 済 人 員																	未 済 人 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
新 受																	移 合																	合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
申 立 て							職 権							移			合			不起訴相当							審査打ち切り			申立却下				審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
資 格					申 立 権 な き 者	小 計	端 緒					小 計	送	計	計	起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	予	分	起 嫌 疑 不 分	嫌 疑 不 分	罪 と な ら ず	そ の 他	計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	計	送	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
告	告	請	被	遺			マ	投	申	そ	マ																																	投	申	そ	申	立	度	の	の	一	三	六	一	一	六	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
人	人	人	者	族			ス	書	立	他	コ																																	書	権	他	ミ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
大阪第四 検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格

告
訴
人

告
発
人

請
求
人

被
害
者

遺
族

申
立
権
な
き
者

小
計

職
権

マ
ス
コ
ミ
の
報
道

投
書

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

そ
の
他

小
計

移
送

合
計

総
計

既
済
人
員

起
訴
不
当

不
起
訴
相
当

起
訴

嫌
疑

嫌
疑

罪
と
な
ら
ず

そ
の
他

小
計

審
査
打
切
り

申
立
て
の
取
下
げ

そ
の
他

小
計

不
起
訴
処
分
の
不
存
在

申
立
権
な
し

再
度
の
申
立
て

そ
の
他

小
計

移
送

合
計

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

一
月
以
内

三
月
以
内

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

計

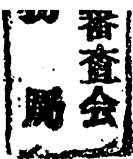
5	6	2	0	10	2	1	21	0	0	0	4	0	0	4	0	25	30	0	0	7	13	6	0	0	26	0	0	0	1	0	0	0	1	0	27	4	7	15	1	0	3	0	0	3
																	(4)	0	0	(1)	(3)	0	0	0	(4)	0	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	0	0	0	0	0	0	0	0		

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



受理・既済事件内容別年報

堺検審第 3 号

大阪地裁管内

堺 検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員												既 済 人 員												未 済 人 員																		
	新 受												既 済												未 済																		
	申 立 て						職 権						不 起 訴 相 当						審 査 打 切 り						申 立 却 下																		
	資 格 被 告						端 緒						起 訴 猶 予						申 立 て の 取 下 げ						不 起 訴 処 分 の 不 存 在																		
	告 告 訴 被 告						マ ス コ ミ の 報 道 審						起 訴 猶 予						申 立 て の 取 下 げ						不 起 訴 処 分 の 不 存 在																		
	人 人 人 者 族 者 計						投 申 立 権 な き 者 の 申 立 て						起 訴 猶 予						申 立 て の 取 下 げ						不 起 訴 処 分 の 不 存 在																		
4	10		11	2		23						0	0	23	27			2	13			2	17			0	7			7	24		17	7		3			3				
未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																											
<table><tr><th>原因 事項</th><th>被疑者不明</th><th>被疑者疾病</th><th>事案複雑</th><th>その他 (具体的に)</th></tr><tr><td>審査期間 及び人員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																																		原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間 及び人員				
原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																							
審査期間 及び人員																																											

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
岸和田 検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																						
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当										審査打ち切り			申立却下				移 合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計								
	申 立 て					職 権					小 計	送 計	小 計	起 訴 相 当			不 起 訴 相 当	予 分	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ 他	小 計	送 計	一 月 以 内		三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の										
	資 格					端 緒																																				マ ス コ ミ の 報 道 等		投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ 他	小 計				
	告	告	請	被	選	立	小	マ	投	申																																						申	申	そ 他	小
	人	人	人	者	族	者	計	ス	告	立																																						立	立	他	計
3	1	1	0	4	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	4	2	0	2	0	0	2										

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

岸和田検察第 2 号



(最刑一)



受 理 既 濟 事 件 內 容 別 年 報

京都地裁管内

京都第一檢察審査会

第2表 平成 28 年

[illegible]

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

京都地裁管内

京都第二検察審査会

処
理
区
分
人
員

受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																	
新 受													総 起 訴 相 当	起 訴 不 当	不 起 訴 猶 予	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計				
申 立 て					職 権					小 計	送 付	合 計				起 訴 猶 予	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他			小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の			
旧 告 訴 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て																																結 果		
																																									端	その他	

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

宮津検察第3号	平成29年1月6日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	宮津検察審査会事務局長

該当事件なし

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

京都地裁管内
宮津検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員																		未 済 人 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	新 受														総 計	起 訴 相 当	不 起 訴	不起訴相当						審査打ち切り			申立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	申 立 て					職 権				小 計	移 送	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴				嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	計			送	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	資 格	申 小	端 緒			マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	その他																																			計	送	計	計	起 訴 相 当	不 起 訴	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	計	送	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	告 告 請 被 遺	申 小	その他		計				送																																																																計	計	起 訴 相 当	不 起 訴	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	計	送	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	人 人 人 者 族 者 計	計	計	計																																																																																																計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最別一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

京都地裁管内
舞鶴検察審査会

処
理
区
分
人
員

受 理 人 員												既 済 人 員															未 済 人 員																																										
新 受												起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合																																		
申 立 て					職 権					移	合			起	嫌	嫌	罪	そ	小	申	そ	小	不	申	再		そ	小		一	三	六	一	一		六	一	一																															
資	格	請	被	遺	申	小	端	緒	小																																																												
告	告	請	被	遺	立	小	マ	投	申	小	送	計	計	起	嫌	嫌	罪	そ	小	立	そ	小	起	申	再	そ	小	送	計	内	内	内	内	一	年	を	超	え	る	も	の	計																											
1				1			1						1	2			2				2									2		2																																					

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

第2表 平成 28 年

検察審査会集計表

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員															
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当						審査打ち切り			申立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計				
	申 立 て					職 権				小	移 送	合 計	起	嫌 疑			嫌 疑	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内			三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の						
	資 格 告 白 人	格 告 発 人	格 請 求 人	格 被 害 者	小 遺 族	申 立 権 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道	投 告																														申 立 権 な き 者 の 申 立 て		端 緒			
																																									再	その他		
																																										起		
174	57	27		31	3	2	120				1			1		121	295		6	13	47	144	22	5	231				11				11		248	4	20	30	194		36	11		47
																		(1)			(1)				(1)				(1)			(1)												

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																							
	原因		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)															
	事項																							
	審査期間 及び人員																							

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)



神戸地裁管内

神戸第一検察審査会

【最刑一】

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」；「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に（）を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

第2表 平成 28 年

神戸第二検察審査会

処
理
区
分
人
員

受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																																																																					
旧 受	新 受												総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当										審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計																																																				
	申 立 て					職 権										小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送			合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の																																																			
	資 格	申 小	端 緒			マ ス コ ミ の 報 道	投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分																																	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																													
	告	告	請	被	遺																																																														マ ス コ ミ の 報 道	投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
	資 格	申 小	端 緒																																																																マ ス コ ミ の 報 道	投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
告	告	請	被	遺	マ ス コ ミ の 報 道	投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																														
告	告	請	被	遺	マ ス コ ミ の 報 道	投 告	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																														
81	23	18		10	1		52					0		52	133		3	1	15	76	12	3	107			0	5				5		115		6	9	100		16	2		18																																																					

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

伊丹検察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																		
	新 受													総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計					
	申 立 て					職 権					小 計	送 付	計				起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他			小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の				
	資 格 請 求 者	申 立 権 な き 者 計	小 計	端 緒	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他																																				
										告 人																																告 人	告 人	被 害 者	遺 族
0		1		3	2	2	8						0		8	8			1	4				5			0	2				2		7	1	6			1			1			

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

姫路検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格
被
害
者
遺
族

申
立
権
な
き
者

小
計

職
権

端
緒

マ
ス
コ
ミ
の
報
道

投
書

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

小
計

移
送
計

合
計

総
計

既
済
人
員

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

嫌
疑
不
分

嫌
疑
な
し

罪
と
な
ら
ず

そ
の
他

小
計

審
査
打
切
り

申
立
て
の
取
下
げ

そ
の
他

計

申
立
却
下

不
起
訴
処
分
の
不
存
在

申
立
権
な
し

再
度
の
申
立
て

そ
の
他

小
計

移
送
計

合
計

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

一
月
以
内

三
月
以
内

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

合
計

未
済
人
員

1	4	3		11		18				1		1		19	20		3	6	1			10			0	4				4		14	1	2	9	2		6			6

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

神戸地裁管内

豊岡検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員												既 済 人 員																		未 済 人 員												
	新 受												総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当										審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計
	申 立 て					職 権					小 計	送				計	小 計	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の											
	資 格 被 害 者 遺 族	申 立 権 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 果																																				
							端	その他																																			
								起	不	当																																	
旧 受	資 格 被 害 者 遺 族	申 立 権 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	起	不	当	起	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	計									
1	1					1					0		1	2				1		0				0	1		1				1			1									

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内致として計上する。

(最刑一)



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

奈良地裁管内
奈良検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格
請
求
者
族

申
立
権
な
き
者

計

職
権

端
緒

マ
ス
コ
ミ
の
報
道

投
書

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

その他

計

移
送

合
計

総
計

既
済
人
員

起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不起訴相当

起
訴
猶
予

嫌
疑
不
分

嫌
疑
し
ず

罪
と
な
ら
ず

そ
の
他

小
計

審査打ち切り

申
立
て
の
取
下
げ

そ
の
他

小
計

申立却下

不
起
訴
処
分
の
不
存
在

申
立
権
な
し

再
度
の
申
立
て

そ
の
他

小
計

移
送

合
計

審査期間
(受理の日から)

一
月
以
内

三
月
以
内

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

審査期間
(受理の日から)

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

未
済
人
員

合
計

3

9

7

3

19

0

19

22

5

1

4

0

2

1

8

0

2

2

15

2

12

1

7

7

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

奈良地裁管内
葛城検察審査会

第2表 平成 28 年

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

既
済
人
員

未
済
人
員

旧 受	新 受													総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当										審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			計																																																																																																																																																																																																																																																			
	申 立 て					職 権					移 送	合 計	起 訴 相 当				不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当			起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当		起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	起 訴 相 当

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



最高裁判所
事務総局刑事局長 殿

天津檢察審査会

檢察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員																				未 済 人 員										
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計							
	中 立 て					職 権				移 合 計	起	嫌 疑	嫌 疑	罪 と な ら ず			そ の 他	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 度 の 申 立 て	そ の 他	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の												
	資 格 告 白	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道 附	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て																									端 緒		計									
																																		そ の 他	計										
																																					計								
2	46			1	1		48								48	50		1	2	6	35	2		45											46	1	39	6			4				4

備考	事項	原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
		審査期間 及び人員				

(最刑一)



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

大津地裁管内
大津検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員																		未 済 人 員												
	新 受														総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当										審査打ち切り			申立却下				移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計
	申 立 て					職 権					小 計	移 送 計	合 計	起 訴 猶 予 分				嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず 他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在 計	申 立 権 な し 計	再 度 の 申 立 て 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内			一 年 を 超 え る も の								
	資 格 告 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道 等	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	端 緒																																				
									その他																																				
旧 受	2	42		1	43					0		43	45		1	2	5	35	2		44			0				0		45	1	39	5					0							

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

大津地裁管内
彦根検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員															
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 当 予	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計				
	申 立 て					職 権					小	移	合			起	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て			そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		
	告 人	告 人	請 求 人	被 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他																																
0	3		1		4					0		4	4					0			0					0	0						4			4						

備
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内致として計上する。

平成29年1月4日	第 3 号
最高裁判所 事務総局刑事局長 殿	長浜檢察審査会

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

天津地裁管内

長浜檢察審査会

第2表 平成 28 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																
	新 受													総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 猶 予	不起訴相当						審査打ち切り			中立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)								
	申 立 て					職 権											小 計	移 送	合 計	起 訴	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 とな ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在			申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
	資 格 被 害 者 族 者 計	申 立 極 な き 者 計	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 書	投 申 立 極 な き 者 の 申 立 て	端 緒																																							
						その他	小 計	移 送																																					
									小 計																																				
0	1						1					0	1	1				1			0				0		1			1								0							

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内致として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

和歌山地裁管内

集計表

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格

告
告
請
被
退

人
人
人
者
族
者
計

立
権
な
き
計

端
緒

マ
ス
コ
ミ
の
報
道

投
査

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

小
計

移
送
計

合
計

既
済
人
員

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

不
起
訴

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に 〇 を付し、内数として計上する。

(最刑一)



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

和歌山地裁管内
和歌山検察審査会

処
理
区
分
人
員

受
理
人
員

新
受

申
立
て

資
格
被
害
者

告
訴
人

告
発
人

請
求
者

申
立
権
な
き
者

小
計

職
権
結
構

マ
ス
コ
ミ
の
報
道
者

投
訴

申
立
権
な
き
者
の
申
立
て

小
計

移
送
計

合
計

総
計

既
済
人
員

起
訴
不
起
訴
相
当

不
起
訴
相
当

起
訴
猶
予
分

嫌
疑
不
十分

嫌
疑
なら
ず

罪
と
な
の
他

小
計

審
査
打
切
り

申
立
て
の
取
下
げ

他
計

小
計

不
起
訴
処
分
の
不
存
在

申
立
権
な
し

再
度
の
申
立
て

他
計

小
計

移
送
計

合
計

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

一
月
以
内

三
月
以
内

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

審
査
期
間
(受
理
の
日
か
ら)

六
月
以
内

一
年
以
内

一
年
を
超
え
る
も
の

計

未
済
事
件
の
う
ち
、
審
査
期
間
が
1
年
を
超
え
る
事
件
の
原
因
等
内
訳

原因
事項

被
疑
者
不
明

被
疑
者
疾
病

事
案
複
雑

そ
の
他
(具
体
的
に)

審
査
期
間
及
び
人
員

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 28 年

和歌山地裁管内

田辺検察審査会

平成二九年一月十日
田 検 審 第 三 号

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員																未 済 人 員										
	新 受											総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	予 分	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計
	申 立 て					職 権					小 計					起 訴 嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	取 下 げ	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内			六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の			
	告 訴 人	告 発 人	請 求 者	被 害 者	通 知 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 者	投 訴 者	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	その他																										小 計		
0	1		1		2					0	2	2				0	1	1				0	1		1			1		1								

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に 0 を付し、内訳として計上する。

(最前一)

